

2017年版 加藤光大の社労士合格レッスン 基本書  
【法改正・正誤のお知らせ】

(3819)

平成 29 年 6 月 23 日  
 (株)住宅新報社 書籍編集部 出版・企画グループ  
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

労働基準法																																				
ページ・位置	改正前	改正後																																		
P42 (1)法定労働時間 ㊦上 2 行目	(平 13. 4. 6 基発 339 号)	(平 <b>29. 1. 20</b> 基発 <b>0120 第 3</b> 号)																																		
P42 (1)法定労働時間 ㊦上 4 行目	確認し記録すること	確認し <b>適正</b> に記録すること																																		
	IC カード等の	IC カード、 <b>パソコンの使用時間の記録</b> 等の																																		
P42 (1)法定労働時間 ㊦上 5 行目	確認し記録すること	確認し <b>適正</b> に記録すること																																		
労働者災害補償保険法																																				
P197 (2)逸脱・中断 【日常生活上必要な行為】 ㊦上 1～2 行目	配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護	<b>孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護</b>																																		
P220 (2)支給額 表中① (2 か所)	104, 950 円	<b>105, 130 円</b>																																		
P220 (2)支給額 表中 ②、③ (3 か所)	57, 030 円	<b>57, 110 円</b>																																		
P220 (2)支給額 表の下の※上 1 行目	104, 950 円	<b>105, 130 円</b>																																		
	52, 480 円	<b>52, 570 円</b>																																		
P220 (2)支給額 表の下の※上 2 行目	57, 030 円	<b>57, 110 円</b>																																		
	28, 520 円	<b>28, 560 円</b>																																		
雇用保険法																																				
P292 (2)特定受給資格者 1 つ目の行政手引 3～4 行目	就職後 1 年を	<b>当該事由発生後 1 年を</b>																																		
P306 ③特定受給資格者の表を右に差し替え	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢 \ 算定基礎期間</th> <th>1 年未満</th> <th>1 年以上 5 年未満</th> <th>5 年以上 10 年未満</th> <th>10 年以上 20 年未満</th> <th>20 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 歳未満</td> <td rowspan="6">90 日</td> <td><b>90 日</b></td> <td>120 日</td> <td>180 日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30 歳以上 35 歳未満</td> <td><b>120 日</b></td> <td rowspan="2">180 日</td> <td>210 日</td> <td>240 日</td> </tr> <tr> <td>35 歳以上 45 歳未満</td> <td><b>150 日</b></td> <td>240 日</td> <td>270 日</td> </tr> <tr> <td>45 歳以上 60 歳未満</td> <td>180 日</td> <td>240 日</td> <td>270 日</td> <td>330 日</td> </tr> <tr> <td>60 歳以上 65 歳未満</td> <td>150 日</td> <td>180 日</td> <td>210 日</td> <td>240 日</td> </tr> </tbody> </table>	年齢 \ 算定基礎期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	30 歳未満	90 日	<b>90 日</b>	120 日	180 日	—	30 歳以上 35 歳未満	<b>120 日</b>	180 日	210 日	240 日	35 歳以上 45 歳未満	<b>150 日</b>	240 日	270 日	45 歳以上 60 歳未満	180 日	240 日	270 日	330 日	60 歳以上 65 歳未満	150 日	180 日	210 日	240 日				
	年齢 \ 算定基礎期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																														
	30 歳未満	90 日	<b>90 日</b>	120 日	180 日	—																														
	30 歳以上 35 歳未満		<b>120 日</b>	180 日	210 日	240 日																														
	35 歳以上 45 歳未満		<b>150 日</b>		240 日	270 日																														
	45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日																														
	60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日																														

P307 上2行目	平成29年3月31日	平成 <b>34</b> 年3月31日
P307 参考中2つ目の●	●「離職理由による給付制限」～中略～受給資格を得られる者に限ります)	<b>削除</b>
P308 ㊤上1～2行目	翌日から起算して1カ月以内に、	翌日から、当該者に該当するに至った日の直前の基準日の翌日から起算して <b>4年</b> を経過する日までの間(加算された期間が <b>4年</b> に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)に、
P309 ㊤延長給付 上2～3行目	訓練延長給付、広域延長給付及び全国延長給付の3種類があります。また、暫定措置として個別延長給付が設けられています。	訓練延長給付、 <b>個別延長給付</b> 、広域延長給付及び全国延長給付の <b>4</b> 種類があります。また、暫定措置として <b>地域</b> 延長給付が設けられています。
P310～311 (1)訓練延長給付と(2)広域延長給付との間に右を追加	<p><b>(2)個別延長給付</b> (法24条の2)</p> <p>条文</p> <p>① <b>就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、特定理由離職者</b> (厚生労働省令で定める者に限る) である者又は<b>特定受給資格者</b> であって、次のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準(「<b>指導基準</b>」という)に照らして<b>再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの</b>については、延長された受給期間内の失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る)について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。</p> <p>i) <b>心身の状況</b>が厚生労働省令で定める基準に該当する者</p> <p>ii) <b>雇用されていた適用事業</b>が激甚災害法の規定により激甚災害として政令で指定された災害(「<b>激甚災害</b>」という)の<b>被害を受けたため離職を余儀なくされた者</b>又は激甚災害法の規定により<b>離職したものとみなされた者</b>であって、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者</p> <p>iii) 雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害(厚生労働省令で定める災害に限る)の<b>被害を受けたため離職を余儀なくされた者</b>又は激甚災害法の規定により<b>離職したものとみなされた者</b>(ii)に該当する者を除きます)</p> <p>② <b>就職が困難な受給資格者</b> であって、①ii)に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、延長された受給期間内の失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る)について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。</p>	
<p><b>解説</b> <b>します</b></p> <p>個別延長給付の対象は2つに区分されていて、①ii)は「一定の方法により計算した初回受給者の割合が全国その割合の<b>100分の200以上</b>となるに至り、かつ、その状態が継続すると認められる地域であること」等の基準を満たす場合に行われます。</p> <p>②は、「就職が困難な受給資格者」に限り対象としています。</p>		

受給資格者の区分		延長日数の限度
① i) もしくは iii) 又は②に該当する 受給資格者	A Bに該当する者以外の者	60日
	B 算定基礎期間が20年以上であって、次のいずれかに該当する者 ● 離職日における年齢が35歳以上45歳未満である者（所定給付日数が270日の者） ● 離職日における年齢が45歳以上60歳未満である者（所定給付日数が330日の者）	30日
① ii) に該当する 受給資格者	C Dに該当する者以外の者	120日
	D 算定基礎期間が20年以上であって、次のいずれかに該当する者 ● 離職日における年齢が35歳以上45歳未満である者（所定給付日数が270日の者） ● 離職日における年齢が45歳以上60歳未満である者（所定給付日数が330日の者）	90日

①は、**特定理由離職者**又は**特定受給資格者**に限り対象となりますが、このうち特定理由離職者は、「期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限り）」により離職した者に限り、対象となります。

【指導基準】（則38条の3）  
「指導基準」は、受給資格者が次のいずれにも該当することとされています。  
● 特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められること  
● 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること及び公共職業安定所が行う再就職を指導するために必要な職業指導を受けることを拒んだことがないこと

個別延長給付が行われる場合には、その日数分だけ、受給期間が延長されます。

※ (2) の新規追加にともない、以降 P311 (2) ~ P312 (5) までの番号を (3) ~ (6) に変更

P312 (4) 給付日数の延長に関する暫定措置 見出し

(4) 給付日数の延長に関する暫定措置（個別延長給付）

(5) 給付日数の延長に関する暫定措置（地域延長給付）

P312 ①個別延長給付の対象者 見出し	個別延長給付	地域延長給付
P312 ①個別延長給付の対象者 出題年度	<b>出題</b> 22 択・25 択・27 択	削除
P312 ①個別延長給付の対象者 上 1 行目	平成 29 年 3 月 31 日以前	平成 <b>34</b> 年 3 月 31 日以前
P312 ①個別延長給付の対象者 上 3～6 行目	受給資格者に係る離職日において～中略～就職が困難な者であると認めたもの等	厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの(個別延長給付を受けることができる者を除きます)
P312 ①個別延長給付の対象者 上 6 行目	について、個別延長給付を行うことが	について、 <b>地域</b> 延長給付を行うことが
P312 ①個別延長給付の対象者 ㊦	㊦ 正当な理由がなく、～中略～対象となりません。	削除
P312 ②個別延長給付の支給日数の限度 見出し	個別延長給付	地域延長給付
P312 (5)延長給付に関する調整 条文中 ①及び②を右に差し替え	<p>① <b>個別延長給付</b>を受けている受給資格者については、当該<b>個別延長給付</b>が終わった後でなければ<b>広域延長給付</b>、<b>全国延長給付</b>及び<b>訓練延長給付</b>は行わず、<b>広域延長給付</b>を受けている受給資格者については、当該<b>広域延長給付</b>が終わった後でなければ<b>全国延長給付</b>及び<b>訓練延長給付</b>は行わず、<b>全国延長給付</b>を受けている受給資格者については、当該<b>全国延長給付</b>が終わった後でなければ<b>訓練延長給付</b>は行わない。</p> <p>② <b>訓練延長給付</b>を受けている受給資格者について<b>個別延長給付</b>、<b>広域延長給付</b>又は<b>全国延長給付</b>が行われることとなったときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について<b>訓練延長給付</b>は行わず、<b>全国延長給付</b>を受けている受給資格者について<b>個別延長給付</b>又は<b>広域延長給付</b>が行われることとなったときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について<b>全国延長給付</b>は行わず、<b>広域延長給付</b>を受けている受給資格者について<b>個別延長給付</b>が行われることとなったときは、<b>個別延長給付</b>が行われる間は、その者について<b>広域延長給付</b>は行わない。</p>	
P313 (5)延長給付に関する調整 上 1～2 行目	暫定措置による個別延長給付を加味した	削除
P313 (5)延長給付に関する調整 の最下部(P313 上 3 行目の下)に右を追加	<b>㊦</b> 暫定措置として設けられた <b>地域延長給付</b> については、 <b>個別延長給付</b> と同順位とされており、 <b>広域延長給付</b> や <b>全国延長給付</b> 、 <b>訓練延長給付</b> より優先します。	
P313 (1)職業紹介の拒否等による給付制限 上 1～2 行目	広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除きます。	<b>個別延長給付</b> 、 <b>広域延長給付</b> 、 <b>全国延長給付</b> 又は <b>地域延長給付</b> を受けている者を除きます。
P314 (3)給付日数を延長した場合の給付制限 上 1 行目	広域延長給付又は全国延長給付	<b>個別延長給付</b> 、 <b>広域延長給付</b> 又は <b>全国延長給付</b>

P314 (3)給付日数を延長した場合の給付制限 ㊦ 上1行目	個別延長給付	地域延長給付
P336 (8)就業促進手当の支給を受けた場合の特例 上3行目 (解説します)の下の記述)	特定理由離職者に該当する	特定理由離職者(期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限り)を理由により離職した者に限り)に該当する
P336 (8)就業促進手当の支給を受けた場合の特例 参考上1行目	平成29年3月31日	平成34年3月31日
P340 【短期訓練受講費の支給要件】上2行目	当該教育訓練を修了した場合に	当該教育訓練を修了した場合(待期間が経過した後に当該教育訓練を開始した場合に限り)に
P340 【求職活動関係役務利用費の支給要件】 上2~3行目	保育等サービスを利用する場合に	保育等サービスを利用する場合(待期間が経過した後に保育等サービスを利用する場合に限り)に
P343 1教育訓練給付金の支給要件 注意上3行目	起算して1カ月以内に	、当該者に該当するに至った日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から起算して4年を経過する日までの間(加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)に
P365 【主な助成金】表中 3段目	高齢者雇用安定助成金	65歳超雇用推進助成金
P365 【主な助成金】 ㊦ 1行目	トライアル雇用奨励金	トライアル雇用助成金
	通年雇用奨励金	通年雇用助成金
P366 3事業等の利用の上に右を追加	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #f08080; color: white; padding: 5px; font-weight: bold;">3</div> <div style="flex-grow: 1;">事業における留意事項 (法64条の2)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">B</div> </div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">条文</div> <div>雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の職業の安定を図るため、<b>労働生産性の向上</b>に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。</div> </div> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #800080; color: white; padding: 5px; font-weight: bold; margin-right: 5px;">解説 します</div> <div>雇用保険二事業の理念を明記した規定です。</div> </div> </div> <p>※上記の追加にともない、3事業等の利用を4事業等の利用に変更</p> </div>	

P367 ①国庫の負担 ②1～2行目	負担します（法附則13条）。	負担するものとされていますが、平成29年度から平成31年度までの各年度においては、100分の10に相当する額を負担するものとされています（法附則13条、14条）。
-----------------------	----------------	---

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

P398 ⑥雇用保険率 表の下に右を追加	平成29年度から平成31年度までの各年度においては、雇用保険率に暫定措置が設けられ、次表のようにされています。		
	<b>一般の事業</b>	<b>農林水産の事業 清酒製造の事業</b>	<b>建設の事業</b>
	1000分の <b>13.5</b>	1000分の <b>15.5</b>	1000分の <b>16.5</b>
	1000分の <b>9.5～17.5</b>	1000分の <b>11.5～19.5</b>	1000分の <b>12.5～20.5</b>
	1000分の <b>9～17</b>	1000分の <b>11～19</b>	1000分の <b>12～20</b>
	1000分の <b>9</b>	1000分の <b>11</b>	1000分の <b>12</b>

P398 ⑥雇用保険率 【注意】上2～3行目	1000分の11	<b>平成29年度は</b> 1000分の <b>9</b>
P406 【概算保険料の計算例】上1行目	平成28年度の概算保険料	平成 <b>29</b> 年度の概算保険料
P406 【概算保険料の計算例】表中	平成27年度実績額	平成 <b>28</b> 年度実績額
	平成28年度見込額	平成 <b>29</b> 年度見込額
P406 【概算保険料の計算例】 ②一般保険料率	雇用保険率：1000分の11	雇用保険率：1000分の <b>9</b>
P406 【概算保険料の計算例】 《計算方法》 下1～2行目	+ (4,000万円-1,000万円) × 1000分の11 = 10万円 + 33万円 = 43万円	+ (4,000万円-1,000万円) × 1000分の <b>9</b> = 10万円 + <b>27</b> 万円 = <b>37</b> 万円
P406 下1行目	「43万円」	「 <b>37</b> 万円」
P438 ⑦労働保険料の負担 表中	雇用保険率 (平成28年度)	雇用保険率 (平成 <b>29</b> 年度)
P438 ⑦労働保険料の負担 表中 一般の事業の欄	(雇用保険率) 1000分の11	(雇用保険率) 1000分の <b>9</b>
	(被保険者負担) 1000分の4	(被保険者負担) 1000分の <b>3</b>
	(事業主負担：二事業率以外) 1000分の4	(事業主負担：二事業率以外) 1000分の <b>3</b>

P438 7 労働保険料の負担 表中 農林水産の事業 清酒製造の事業の欄	(雇用保険率) 1000 分の 13	(雇用保険率) 1000 分の 11			
	(被保険者負担) 1000 分の 5	(被保険者負担) 1000 分の 4			
	(事業主負担：二事業率以外) 1000 分の 5	(事業主負担：二事業率以外) 1000 分の 4			
P438 7 労働保険料の負担 表中 建設の事業の欄	(雇用保険率) 1000 分の 14	(雇用保険率) 1000 分の 12			
	(被保険者負担) 1000 分の 5	(被保険者負担) 1000 分の 4			
	(事業主負担：二事業率以外) 1000 分の 5	(事業主負担：二事業率以外) 1000 分の 4			
労務管理その他の労働に関する一般常識					
P497 【民間企業（規模 50 人以上）における実雇用率等】の表に右を追加	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年</td> <td style="text-align: center;">1.92%</td> <td style="text-align: center;">48.8%</td> </tr> </table>		平成 28 年	1.92%	48.8%
平成 28 年	1.92%	48.8%			
P499 3)男女雇用機会均等対策基本方針⑩の内容を右に差し替え	<p>㊦ 我が国は、急速に少子高齢化が進み、人口減少社会を迎えています。我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、国民一人ひとりがその個性に応じた多様な能力を発揮でき、特に女性が積極的に社会参加できる社会の構築が不可欠です。そうした中で、現在、女性の活躍推進が政府の最重要課題の一つとして位置付けられており、成長戦略の一環として経済界を始め各界各層を広く巻き込んだ取組が急速に進展してきています。本基本方針の根拠法である男女雇用機会均等法は昭和 61 年の施行から 30 年が経過しました。平成 9 年、平成 18 年の 2 度の改正以降、平成 18 年改正法施行 5 年後見直しを受けた男女雇用機会均等法施行規則の改正や平成 28 年改正など、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きな進展を見えています。これに加え、平成 27 年 8 月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、平成 28 年 4 月から全面施行されました。これにより、労働者を雇用する事業主に対し、自社における女性の活躍に関する状況の把握、課題分析を行い、その課題に基づいた目標設定などを記載する行動計画を定めることを義務付ける等、女性の活躍の推進が図られています。</p>				
P564 【労働力人口とは】の記述の下に右を追加	平成 28 年平均では、6,648 万人と、前年に比べ 50 万人の増加（4 年連続の増加）となりました。男女別にみると、男性は 3,765 万人と 9 万人の増加、女性は 2,883 万人と 41 万人の増加となりました。				
P564 【労働力人口比率】の記述の下に右を追加	平成 28 年平均では、60.0%と、前年に比べ 0.4 ポイントの上昇（4 年連続の上昇）となりました。男女別にみると、男性は 70.4%と 0.1 ポイントの上昇、女性は 50.3%と 0.7 ポイントの上昇となりました。				
P565 【女性の労働力率】 上 4 行目	30～34 歳層が	35～39 歳層が			
P565 【女性の労働力率】 上 9～10 行目	35～39 歳層へ移動しましたが、平成 27 年に再び 30～34 歳層へ移動しました。	35～39 歳層へ移動し、平成 27 年にいったん 30～34 歳層へ戻りましたが、平成 28 年には再び 35～39 歳層へ移動しました。			
P565 【完全失業者とは】 の記述の下に右を追加	平成 28 年平均では、208 万人となり、前年に比べ 14 万人の減少（7 年連続の減少）となりました。男女別にみると、男性は 126 万人と 8 万人の減少、女性は 82 万人と 6 万人の減少となりました。				

P565 【完全失業率】 の記述の下(表の上)に右を追加	平成 28 年平均では、3.1%となり、前年に比べ 0.3 ポイントの低下（6 年連続の低下）となりました。男女別にみると、男性は 3.3%と 0.3 ポイントの低下、女性は 2.8%と 0.3 ポイントの低下となりました。また、男女、年齢階級別にみると、前年に比べ男性は 65 歳以上を除く全ての年齢階級で低下、女性は 55～64 歳及び 65 歳以上を除く全ての年齢階級で低下となりました。					
P565 表の下に右を追加	<table border="1"> <tr> <td>平成 28 年</td> <td>6,648</td> <td>60.0</td> <td>208</td> <td>3.1</td> </tr> </table>	平成 28 年	6,648	60.0	208	3.1
平成 28 年	6,648	60.0	208	3.1		
P566 【賃金】 の記述の下に右を追加	平成 28 年の 1 人平均月間現金給与総額は、規模 5 人以上で前年比 0.5%増の 315,372 円となりました。現金給与総額のうち、きまって支給する給与は、0.2%増の 259,735 円となりました。所定内給与は、0.2%増の 240,267 円となりました。所定外給与は 0.6%減の 19,468 円となり、特別に支払われた給与は 2.0%増の 55,637 円となりました。					
P566 【実質賃金とは】 の記述の下に右を追加	平成 28 年においては、実質賃金は、0.7%増となりました。					
P566 【労働時間】 の記述の下(表の上)に右を追加	平成 28 年の 1 人平均月間総実労働時間は、規模 5 人以上で前年比 0.6%減の 143.7 時間となりました。総実労働時間のうち、所定内労働時間は、0.4%減の 132.9 時間となりました。所定外労働時間は、1.6%減の 10.8 時間となりました。月間の時間数を 12 倍して年換算すると、総実労働時間は 1,724 時間、所定内労働時間は年 1,595 時間となりました。また、総実労働時間を就業形態別にみると、一般労働者は 0.1%減の 168.6 時間となり、パートタイム労働者は 1.7%減の 87.5 時間となりました。					
P566 【労働時間】 の表の下に右を追加	<table border="1"> <tr> <td>平成 28 年</td> <td>143.7 時間</td> <td>1,724 時間</td> <td>132.9 時間</td> <td>1,595 時間</td> </tr> </table>	平成 28 年	143.7 時間	1,724 時間	132.9 時間	1,595 時間
平成 28 年	143.7 時間	1,724 時間	132.9 時間	1,595 時間		
P566 【年次有給休暇の取得状況】 の参考の下に右を追加	平成 28 年調査によると、平成 27 年（又は平成 26 会計年度）1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除きます）は労働者 1 人平均 18.1 日、そのうち労働者が取得した日数は 8.8 日で、取得率は 48.7%となっています。また、取得率を企業規模別にみると、最も高いのは、1,000 人以上で、54.7%となっています。男女別にみると、男性 45.8%、女性 54.1%となっています。					
P567 【週休制】 の記述の下に右を追加	平成 28 年調査によると、「何らかの週休 2 日制」を採用している企業割合は 88.6%、「完全週休 2 日制」を採用している企業割合は 49.0%となっています。					
P567 【変形労働時間制】 の 3 行目と 4 行目の間に右を追加	平成 28 年調査によると、変形労働時間制を採用している企業割合は 60.5%となっています。これを種別（複数回答）にみると、「1 年単位の変形労働時間制」が 34.7%、「1 カ月単位の変形労働時間制」が 23.9%、「フレックスタイム制」が 4.6%となっています。					
P567 【変形労働時間制】 の㊸の下に右を追加	平成 28 年調査によると、「みなし労働時間制」を採用している企業割合は 11.7%、みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は 8.1%となっています。					
P567 【勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況】 の記述の下に右を追加	平成 28 年調査によると、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度もしくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は 94.1%となっています。これを制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は 10.7%、「再雇用制度のみ」の企業割合は 70.5%、「両制度併用」の企業割合は 12.9%となっています。					
P567 【労働費用】 の記述の下に右を追加	平成 28 年調査によると、 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「労働費用総額」に占める「現金給与額」の割合は 80.9%、「現金給与以外の労働費用」の割合は 19.1%となっています。</li> <li>● 「現金給与以外の労働費用」に占める割合をみると、「法定福利費」59.9%、「退職給付等の費用」23.7%、「法定外福利費」8.2%などとなっています。</li> <li>● 「法定福利費」に占める各費用の割合をみると、「厚生年金保険料」54.3%、「健康保険料・介護保険料」35.4%、「労働保険料」8.9%などとなっています。</li> <li>● 「法定外福利費」に占める各費用の割合をみると、「住居に関する費用」47.3%、「医療保健に関する費用」13.4%、「食事に関する費用」9.4%などとなっています。</li> </ul>					



P568 【求人倍率】 の表の下に右を追加	<table border="1"> <tr> <td>平成 28 年</td> <td>2.04</td> <td>1.36</td> </tr> </table>		平成 28 年	2.04	1.36
平成 28 年	2.04	1.36			
P568 【賃金の改定事情】 の記述の下に右を追加	<p>平成 28 年中に賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」が 51.4%と最も多く、「重視した要素はない」を除くと、「労働力の確保・定着」が 11.0%、次いで、「親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向」が 5.9%となっています。企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっています。</p>				
P568 【労働組合推定組織率】の記述の下に右を追加	<p>平成 28 年労働組合基礎調査による推定組織率は、17.3%となりました。女性の推定組織率は 12.5%となっています。パートタイム労働者についての推定組織率は 7.5%となっており、増加傾向が続いています。</p>				
P568 【労働組合推定組織率】の表の下に右を追加	<table border="1"> <tr> <td>平成 28 年</td> <td>17.3%</td> </tr> </table>		平成 28 年	17.3%	
平成 28 年	17.3%				
健康保険法					
P602～603 (2)適用除外 ⑨2 つ目の㊦の内容を右に 差し替え	<p>当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の当該適用事業所を除きます）に使用される特定 4 分の 3 未満短時間労働者は原則として被保険者となりませんが、特定適用事業所以外の適用事業所の事業主は、2 分の 1 以上同意対象者の過半数で組織する労働組合等の同意を得て、当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される特定 4 分の 3 未満短時間労働者について、この規定の適用を受けない旨の申出をすることができます（この申出をした場合、特定 4 分の 3 未満短時間労働者は被保険者となります）。</p> <p>※特定 4 分の 3 未満短時間労働者とは「4 分の 3 基準」を満たさず、かつ、適用除外事由のいずれにも該当しない者をいいます。</p>				
P603 (2)適用除外 ⑨2 つ目の㊦ 図中	<table border="1"> <tr> <td>特定適用事業所に使用される</td> </tr> </table>	特定適用事業所に使用される	<table border="1"> <tr> <td>特定適用事業所(※)に使用される</td> </tr> </table>	特定適用事業所(※)に使用される	
特定適用事業所に使用される					
特定適用事業所(※)に使用される					
P603 (2)適用除外 ⑨2 つ目の㊦ 図の下に右 を追加	<p>※2 分の 1 以上同意対象者の過半数で組織する労働組合等の同意を得て申出をした特定適用事業所以外の適用事業所を含みます。</p>				
P603 【特定適用事業所】 上 2～6 行目	<p>通常の労働者及びこれに準ずる者（1 週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間の 4 分の 3 以上であり、かつ、その 1 月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 月間の所定労働日数の 4 分の 3 以上である短時間労働者をいいます）</p>	<p>特定労働者（70 歳未満の者のうち、厚生年金保険の適用除外事由のいずれにも該当しないものであって、特定 4 分の 3 未満短時間労働者以外のもの）</p>			
P603 【特定適用事業所】 1 つ目の㊦ 上 1～4 行目	<p>当該適用事業所は引き続き特定適用事業所であるものとみなされます。ただし、当該適用事業所の事業主が、その使用する者のうち被保険者であるものの 4 分の 3 以上の同意を得て、厚生労働大臣に申出をした場合は、特定適用事業所でなくなったものとして取り扱われます。</p>	<p>当該適用事業所に使用される特定 4 分の 3 未満短時間労働者は、引き続き被保険者となります。ただし、4 分の 3 以上同意対象者の 4 分の 3 以上で組織する労働組合等の同意を得て、保険者等に当該特定 4 分の 3 未満短時間労働者について被保険者としていない旨の申出をした場合は、特定 4 分の 3 未満短時間労働者は被保険者としません。</p>			

P603 【特定適用事業所】 2 つ目の㊦ 「特定適用事業所に係る届出」表中 「特定適用事業所の該当の届出」の欄 上1～2行目	(事業主が国、地方公共団体又は法人で	<b>(事業主が法人で</b>
P603 【特定適用事業所】 2 つ目の㊦ 「特定適用事業所に係る届出」表中 「特定適用事業所の不該当の申出」の欄 上2行目	日本年金機構に提出	日本年金機構 <b>又は健康保険組合</b> に提出
P691 (3)延滞金 ㊦ 上1行目	平成 28 年	平成 <b>29</b> 年
P691 (3)延滞金 ㊦ 上1行目	1.8 パーセント	<b>1.7</b> パーセント
P691 (3)延滞金 ㊦ 表中	年 2.8%	年 <b>2.7</b> %
	年 9.1%	年 <b>9.0</b> %
国民年金法		
P726 ㊦①受給権者に関する届出 2 つ目の㊦の下 「指定日」表中	8 月 11 日～9 月 10 日	8 月 <b>12</b> 日～9 月 <b>11</b> 日
P752 (6)新規裁定者の調整期間における改定率の改定の特例 ㊦の内容を 右に差し替え	<p><b>調整期間において、物価変動率、名目手取り賃金変動率がいずれもマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合における改定率の改定については、新規裁定者に係るもの、既裁定者に係るもののいずれも、物価変動率を基準として改定されます。</b></p> <p><b>⇒ 平成 29 年度においては、名目手取り賃金変動率が 0.989、物価変動率が 0.999 となったことから、物価変動率を基準とすることとされ、改定率は 0.998 となっています。なお、年金額がマイナス改定となるためマクロ経済スライドは行われません。</b></p>	
P768 (1)年金額 表中	(平成 28 年度)	(平成 <b>29</b> 年度)
P768 (1)年金額 表中 1 級の欄	975, 125 円	<b>974, 125</b> 円
P768 (1)年金額 表中 2 級の欄	780, 100 円	<b>779, 300</b> 円
P769 (2)子の加算額 【加算額】表中	平成 28 年度価額	平成 <b>29</b> 年度価額
P769 (2)子の加算額 【加算額】表中 「第 1 子・第 2 子」の欄	224, 500 円	<b>224, 300</b> 円
P769 (2)子の加算額 出題…14 択 上 2 行目	1, 199, 625 円 (平成 28 年度価額)	<b>1, 198, 425</b> 円 (平成 <b>29</b> 年度価額)

<p>P769 (2)子の加算額  <b>解説します</b> の内容を右に差し替え</p>	<p>この問題における年金額（法定額）の計算は、次の手順で行います。  <b>780,900円 × 0.998（平成29年度の改定率）</b>  <b>≒ 779,300円（障害等級2級の額）</b>  <b>779,300円 × 1.25 = 974,125円（障害等級1級の額）</b>  <b>224,700円 × 0.998 = 224,300円（子の加算の額）</b>  <b>【合計】 974,125円 + 224,300円 = 1,198,425円</b></p>									
<p>P788 (2)支給額 表中  「平成28年度価額」の欄を右に差し替え</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th style="background-color: #e0e0e0;">平成29年度価額</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">49,470円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">98,940円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">148,410円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">197,880円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">247,350円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">296,820円</td></tr> </table>			平成29年度価額	49,470円	98,940円	148,410円	197,880円	247,350円	296,820円
平成29年度価額										
49,470円										
98,940円										
148,410円										
197,880円										
247,350円										
296,820円										
<p>P788 表右のフキダシ中上1～3行目</p>	<p>平成28年度の保険料は1月16,260円で48,780円は、</p>	<p>平成29年度の保険料は1月<b>16,490</b>円で<b>49,470</b>円は、</p>								
<p>P795 (1)保険料 表中  平成29年度の欄の下に右を追加</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>平成30年度</b></td> <td style="text-align: center;"><b>16,900円</b></td> <td style="text-align: center;"><b>0.967</b></td> <td style="text-align: center;"><b>16,340円</b></td> </tr> </table>			<b>平成30年度</b>	<b>16,900円</b>	<b>0.967</b>	<b>16,340円</b>			
<b>平成30年度</b>	<b>16,900円</b>	<b>0.967</b>	<b>16,340円</b>							
<p>P821 (6)情報の提供等  項目名を変更</p>	<p>(6) 情報の提供等</p>	<p><b>(6) 情報の提供</b></p>								
<p>P821 (6)情報の提供等  の下に右を追加</p>	<p><b>(7) 厚生労働大臣と機構の密接な連携（法109条の13）</b>  <b>厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければなりません。</b>  <b>(8) 研修（法109条の14）</b>  <b>厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされています。</b></p>									
<p>厚生年金保険法</p>										
<p>P848 (5)適用除外 ⑤  2つ目の㊦</p>	<p>当分の間、特定適用事業所（～中略～）被保険者となりません。  ⇒「4分の3基準」を満たさない場合であっても（～中略～）被保険者となります。</p>	<p><b>特定4分の3未満短時間労働者の適用等（労使合意に基づく適用拡大の仕組み等）は、健康保険法と同様です。</b></p>								
<p>P857 (1)適用事業所の事業主が行う届出  表下の※</p>	<p>磁気ディスク</p>	<p>光ディスク</p>								
<p>P875 (2)年金額の計算における特例  一番下の<b>参考</b>上3行目</p>	<p>平成28年度の従前額改定率は、1.000（昭和13年4月1日以前生まれ）又は0.998</p>	<p>平成29年度の従前額改定率は、<b>0.999</b>（昭和13年4月1日以前生まれ）又は<b>0.997</b></p>								
<p>P878 (2)加給年金額  表中</p>	<p>平成28年度価額</p>	<p>平成29年度価額</p>								

P878 (2) 加給年金額 表中「配偶者」及び 「第1子・第2子」の欄	224,500円	224,300円												
P878 (3)特別加算 「平成28年度価額」の欄を 右に差し替え	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">平成29年度価額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>33,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>66,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>99,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>132,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>165,500円</td> </tr> </table>		平成29年度価額			33,100円		66,200円		99,300円		132,300円		165,500円
平成29年度価額														
	33,100円													
	66,200円													
	99,300円													
	132,300円													
	165,500円													
P887 (4)支給停止となる 額 上2行目	47万円	46万円												
P887 (4)支給停止となる 額 図中	47万円	46万円												
P893 (2)定額部分の年金 額 表中「改定率」の欄	0.999 (平成28年度)	0.998 (平成29年度)												
P897 (3)支給停止調整開 始額と支給停止調整変更 額 表中	平成28年度の額	平成29年度の額												
P897 (3)支給停止調整開 始額と支給停止調整変更 額 表中「平成28年度の 額」の欄	47万円	46万円												
P898 (4)支給停止となる 額 表中(6か所)及び 図中(2か所)	47万円	46万円												
P915 【最低保障額】 計算式中	=1,170,200円 (平成28年度価額)	=1,169,000円 (平成29年度価額)												
P921 (4)中高齢の寡婦加 算 ② 計算式	平成28年度価額 780,100円×3/4=585,100円	平成29年度価額 779,300円×3/4=584,500円												
P958 (7)情報の提供等 項目名を変更	(7) 情報の提供等	(7) 情報の提供												
P958 (7)情報の提供等の 下に右を追加	<p><b>(8) 厚生労働大臣と機構の密接な連携 (法100条の13)</b> 厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければなりません。</p> <p><b>(9) 研修 (法100条の14)</b> 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、厚生年金保険事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされています。</p>													

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P150 【表示事項】 最下部（参考の上）に右を 追加	●当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの	
P568 【賃金の改定事情】 見出し部分	（平成 26 年賃金引上げ等の実態に関する調査）	（平成 <b>27</b> 年賃金引上げ等の実態に関する調査）
P1063 【拠出限度額】 表中 「第 2 号加入者」の欄	② 個人型年金同時加入者で	② 個人型年金同時加入 <b>可能者</b> で
P1063 【拠出限度額】 ㊦ 上 1 行目	「企業年金」とは確定給付型の企業年金をいい、	<b>削除</b>